

高等学校学習指導要領解説 総則編（平成21年7月）抜粋

第3章 教育課程の編成及び実施

5 第1節 教育課程編成の一般方針 2 道徳教育（第1章第1款の2）

10 2 学校における道徳教育は、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しめる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図るものとし、各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行わなければならない。

15 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。

20 道徳教育を進めるに当たっては、特に、道徳的実践力を高めるとともに、自他の命を尊重する精神、自律の精神及び社会連帯の精神並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養うための指導が適切に行われるよう配慮しなければならない。

(1) 高等学校における道徳教育

25 ア 高等学校における道徳教育の考え方

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

30 今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

殊に、高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳の時間が設けられていないこともあって、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。

このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科やホームルーム活動を中心に各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。小・中学校においては、「自分自身」「他の人とのかかわり」「自然や崇高なものとのかかわり」「集団や社会とのかかわり」の四つの視点から示されている内容について、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、この小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行うことが大切である。

今回の改訂においても、「生きる力」の育成を基本的なねらいとしており、この「生きる力」とは、変化の激しい社会において、いかなる場面でも他人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるために必要な人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素とする。

45 このような力を育てるのが、心の教育であり、道徳教育である。

そして、そのような「生きる力」の育成を図るために、今回の学習指導要領の改訂の方針の一つとして、「道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること」が挙げ

られている。今日の生徒の現状等を踏まえてこれからの学校教育を考えるとき、道徳教育の重要性が改めて強調されるのである。

イ 人間としての在り方生き方に関する教育の趣旨

5 高等学校においては、「生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより」、道徳教育の充実を図ることとしている。

10 高等学校段階の生徒は、自分の人生をどう生きればよいか、生きることの意味は何かということについて思い悩む時期である。また、自分自身や自己と他者との関係、さらには、広く国家や社会について関心をもち、人間や社会の在るべき姿について考えを深める時期でもある。それらを模索する中で、生きる主体としての自己を確立し、自らの人生観・世界観ないし価値観を形成し、主体性をもって生きたいという意欲を高めていくのである。したがって、高等学校においては、このような生徒の発達の段階を考慮し、人間の在り方に深く根ざした人間としての生き方に関する教育を推進することが求められる。

15 人間は、同じような状況の下に置かれている場合でも必ずしもすべて同じ生き方をするとは限らず、同一の状況の下でも、いくつかの生き方が考えられる場合が少なくないが、こうした考えられるいくつかの生き方の中から、一定の行為を自分自身の判断基準に基づいて選択するということが、主体的に判断し行動するということである。社会の変化に対応して主体的に判断し行動しうるためには、選択可能ないくつかの生き方の中から自分にふさわしいしかもよりよい生き方を選ぶ上で必要な、自分自身に固有な選択基準ないし判断基準をもたなければならない。このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、生徒一人一人が人間存在の根本性格を問うこと、すなわち人間としての在り方を問うことを通して形成されてくる。また、このようにして形成された生徒一人一人の人間としての在り方についての基本的な考え方方が自分自身の判断と行動の選択基準となるのである。

20 25 このような自分自身に固有な選択基準ないし判断基準は、具体的には、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものである。したがって、人間としての在り方生き方に関する教育においては教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることのないように留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要である。その際、総則第1款の4でも示しているよう、就業体験やボランティア体験など体験的な活動を重視することが大切である。

ウ 各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育の展開

30 35 人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

40 45 今回の改訂において、公民科については、人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視している。

「現代社会」では、科目的導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目的まとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした。

「倫理」では、人間としての在り方生き方への関心を高め、その手掛かりとして先哲の考え方を取り上げて自分自身の判断基準を形成するために必要な倫理的な諸価値について理解と思索を深めるとともに、課題を探究する学習を一層重視し、論述や討論などの言語活動を充実させ、社

会の一員としての自己の生き方を探求できるようにした。

なお、公民科については、「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」をすべての生徒に履修させることとしている（総則第3款の1の（1））。

次に、特別活動は、今回の改訂では、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事ごとに目標を新たに規定し、よりよい人間関係を築く力、集団や社会の一員としてよりよい生活づくりに参画する態度の育成を重視し、それらにかかわる力を実践を通して高めるための体験活動や生活を改善する話合い活動を一層充実している。

特に、ホームルーム活動を中心として特別活動全体を通じて、社会において自立的に生きることができるようとするため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方に関する指導が行われるようにすることとし、その一層の充実を図っている。指導に当たっては、人間としての在り方生き方の指導がホームルーム活動を中心として、特別活動の全体を通じて行われるようにすることはもとより、その際、他の教科、特に公民科や総合的な学習の時間との関連を図ることに配慮する必要がある（学習指導要領第5章特別活動第3の1の（4））。

以上に加え、総合的な学習の時間の目標として、「学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようとする」ことを示すとともに、学習活動の例示として「自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動」（学習指導要領第4章総合的な学習の時間第3の1の（5））を示している。また、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができるこことを示し、その際の配慮事項として、「産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養う」ようによることや、「自己の将来の生き方や進路についての考察」（総則第2款の5）を行う指導をすることを示している。このほかの各教科・科目においても目標や内容、配慮事項の中に関連する記述があり、例えば、各学科に共通する各教科の目標との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

25 (ア) 国語科

国語科においては、目標を「国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。」と示している。

国語による表現力と理解力を育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨くことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。さらに、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る態度を育成することなどにつながるものである。

(イ) 地理歴史科

地理歴史科においては、目標を「我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化的地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。」と示している。

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化的地域的特色についての理解と認識を深めることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献することなどにつながるものである。

(ウ) 数学科

数学科においては、目標を「数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。」と示している。

生徒が事象を数学的に考察し筋道を立てて考え、表現する能力を高めることは、道徳的判

断力の育成にも資するものである。また、数学を積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることにも資するものである。

(エ) 理科

5 理科においては、目標を「自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。」と示している。

10 自然の事物・現象を探究する活動を通して、地球の環境や生態系のバランスなどの事象を理解させ、自然と人間とのかかわりについて認識を深めさせることは、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成につながるものである。また、目的意識をもって観察、実験を行うことや、科学的に探究する能力を育て、科学的な自然観を育成することは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度を育てることにも資するものである。

(オ) 保健体育科

15 保健体育科においては、目標を「心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。」と示している。

20 運動の実践は、技能の獲得とともに、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとする、チームの合意形成に貢献しようとするなどの公正、協力、責任、参画などに対する態度の育成にも資するものである。集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、ルールを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、健康の大切さを知り、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善することにつながるものである。

(カ) 芸術科

25 芸術科においては、目標を「芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。」と示している。

30 芸術を愛好する心情を育て、感性を高めることは、美しいものや崇高なものを尊重することにつながるものである。また、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養うことは道徳性の基盤の育成に資するものである。

(キ) 外国語科

35 外国語科においては、目標を「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。」と示している。

40 外国語を通じて、我が国や外国の言語や文化に対する理解を深めることは、世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献することにつながるものである。

(ク) 家庭科

45 家庭科においては、目標を「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活中必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」を示している。

生活に必要な知識と技術を習得することは、望ましい生活習慣を身に付けるとともに、勤労の尊さや意義を理解することにつながるものである。また、家族・家庭の意義を理解させることや主体的に生活を創造する能力などを育てることは、家族への敬愛の念を深めるとともに、家庭や地域社会の一員としての自覚をもって自分の生き方を考え、生活をよりよくしようとすることにつながるものである。

(ケ) 情報科

情報科においては、目標を「情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。」と示している。

5 情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させることは、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を身に付けさせ、情報社会に参画する態度を育成することにつながるものである。

さらに、主として専門学科において開設される各教科についても、今回の改訂において、例えれば、農業科の目標に「農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し」と示すなど、各教科を通じて職業人としての規範意識や倫理観の育成といった観点からの改善を図っており、教育活動の様々な場面で人間としての在り方生き方に関する指導が一層充実するよう配慮している。

各学校においては、道徳教育の充実が今回の改訂においても重視されていることを踏まえ、全教師の連携協力のもと、年間指導計画に基づき、教育活動全体を通じて人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める必要がある。

(2) 道徳教育の目標

総則第1款の2に示された道徳教育の目標は、学校における教育活動全体を通じて行われる道徳教育の目標であり、各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて道徳教育は、20 常にこの目標を目指して行われる。

学校における道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。いうまでもなく、教育基本法や学校教育法は、日本国憲法に掲げられた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する国民の育成を目指す我が国の教育の在り方を示したものである。そのことを実現するのが道徳教育であり、25 そのために特に重視しなければならないことが目標として示されている。

なお、道徳教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「その基盤としての道徳性を養うこと」と規定し、道徳教育の役割が道徳性の育成にあることを明示している。今回の改訂においては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊」ぶこと、「他30 国を尊重」すること、「環境の保全に貢献」することについて記述を加えている。

環境の保全などの理念は、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものであり、その点にも留意することが重要である。

35 ア 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念とが併記されているのは、人間尊重の精神が生命に対する畏敬の念に根ざすことによって、より深まりと広がりをもってとらえられるからである。

人間尊重の精神は、道徳教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命、人格、40 人権の尊重、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権の尊重」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、「国際連合教育科学文化機関憲章」(ユネスコ憲章)にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

民主的社會においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課すという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられていなければならない。

このように、生徒の内面に形成されていく自己及び他者の人格に対する認識を普遍的な人間愛の精神へと高めると同時に、それを具体的な人間関係の中で実践し、それによって人格の内面的充実を図るという趣旨に基づいて、広く「人間尊重」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、人間存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、生命のかけがえのなさに気付き、命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。

5 また、ここでいう生命は、人間のみではなく、すべての生命を含んでいる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命が、あらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。そしてさらに、生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方生き方の自覚を深めていくことができる。生徒の自殺やいじめ、暴力の問題、環境の問題などを考える
10 とき、このことが一層重要になる。

イ 豊かな心をはぐくむ

道徳教育は、生徒一人一人が人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、それらを家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすことができるようにしなければならない。
15 そのためには、例えば、他人を思いやる心や社会貢献の精神、生命を大切にし人権を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、正義感や公正さを重んじる心、他者と共に生きる心、自立心や責任感など、日常生活において豊かな心をはぐくむ必要がある。道徳教育においては、それらを通して人間として生きていく上で必要な道徳的価値を主体的に身に付け、固有の人格を形成していくことができるようになることが大切である。

20 ウ 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

道徳教育の目標には、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ることが掲げられている。個性豊かな新しい文化を生み出すには、古いものを改めていくことも大切であるが、先人の残した有形無形の文化的遺産の中に優れたものを見いだし、それを継承し発展させることが必要である。先人の残した優れた文化的業績とそれを生み出した精神に学び、自らを向上させていくことによって、よりよく生きたいという人間の個人的、社会的な願いを、より広い世代の共感を伴って実現することができる。

30 また、これからの中でも主体性をもって生きていくには、鋭い国際感覚をもち、広い国際的視野に立ちながらも、自分がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが必要である。すなわち、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・
25 発展させる態度を育成するとともに、それらをはぐくんできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、そこにしっかりと根を下ろし、世界と日本とのかかわりについて考え、日本人としての自覚をもって、新しい文化の創造と社会の発展に貢献しうる能力や態度が養われなければなら
35 ない。

エ 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間の育成も、道徳教育の重要な目標である。人間は個としての尊厳を有するとともに、集団や社会を形成する社会的存在でもある。それぞれの個を生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を図ろうとする公共の精神が必要である。

40 また、民主主義の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、自由、平等などの実現によって達成することができる。これらが、法によって規定され保障されることによってのみ維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の道徳的自覚によってはじめて達成されるものである。

45 したがって、道徳教育においては、法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間の道徳的な生き方を問題にするという点をより重視する必要がある。

オ 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

教育基本法の前文に述べられているように、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する」ことは、日本国憲法において定められた日本国民の決意である。

5 平和は、人間の心の内に確立すべき道徳的課題でもある。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あらゆる時と場所において自他協同の場を実現していく努力こそ、民主的で平和的な社会及び国家を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、環境保全に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、自然や生命に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養わなければならない。

10 このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらし、人類の福祉の向上に貢献することになる。

カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

15 道徳教育は、人間として自らの人生をどう生きるかを一人一人に問い合わせるものである。そのことを通じて、未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。そして、社会の変化に主体的に対応できるとともに、国際社会において自らの役割と責任を果たすことができる日本人となることが求められる。

20 未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的にしかも誠実に実行し、その結果について責任をとることができるものである。このことは、人間としての在り方の根本にかかわるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、日本人としての自覚をもって新しい文化の創造と民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

25 キ 道徳性を養う

道徳性とは、人間としての本來的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。学校における道徳教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度などを養うことを求めている。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行なうことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるともいえる。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

35 道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。

40 道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的心情や道徳的判断力を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けされた具体的な道徳的行為への身構えということができる。

45 また、この他に、道徳的習慣などがある。道徳的習慣は、長い間繰り返して行われているうちに習慣として身に付けられた望ましい日常的行動の在り方である。これがやがて、第二の天性とも言われるものとなる。道徳性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要なである。

これらの道徳性の諸様相は、それが独立した特性ではなく、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。したがって、これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導することが大切である。そして、道徳的行為が生徒自身の内から自発的、自律的に生起する

よう道徳性の育成に努める必要がある。

(3) 道徳教育を進めるに当たっての配慮事項

道徳教育を進めるに当たっては、生徒の内面に根ざした道徳性を養うこととのかわりにおいて

5 道徳的実践力を高めるよう配慮して指導することが大切である。

本来、道徳的実践は、内的な力としての道徳的実践力が基盤になければならない。道徳的実践力が高まることによってより確かな道徳的実践ができるのであり、そのような道徳的実践を繰り返すことによって、内なる道徳的実践力も深まるのである。道徳教育はこのような相互作用によって充実していくようにしなければならない。

10 そしてその際、自らの生命の大切さを深く自覚するとともに、他の生命を尊重する「自他の生命を尊重する精神」、他者の考えを尊重しつつ、自ら考え、自らの意志で決定し、その行為の結果には責任をもつという「自律の精神」、自分が社会の構成員の一員であることを認識し、その中での役割を自覚して主体的に協力していくことのできる「社会連帯の精神」、社会の秩序と規律を理解して自らに課せられた「義務を果たし責任を重んずる態度」、さらには、自分と異なる他者の意見15 に十分耳を傾け、他者を尊重するとともに、各人が自他の「人権を尊重し」、世の中からあらゆる差別や偏見をなくすよう努力し、望ましい社会の理想を掲げ、そのような社会の実現に積極的に尽くすよう努める態度を養うよう配慮する必要がある。

20 第5節 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項（第1章第5款の3）

(4) 道徳教育の全体計画の作成（第1章第5款の3の(4)）

(4) 全教師が協力して道徳教育を展開するため、第1款の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、
25 指導の方針や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育について、そ
の全体計画を作成すること。

(1) 道徳教育の全体計画の作成

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動30 全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育は、全教育活動が有機的に関連し合って進められなければならないが、その中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具体化する上で、学校として特に工夫し、留意すべきことは何か、各教育活動がどのような役割を分担するのか、家庭や地域社会との連携をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならぬ。

35 このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

ア 豊かな人格形成の場として、各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる

各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育の全体計画を作成し活用することを通し、学校の様々な教育の営みが豊かな人格形成につながり充実した道徳教育を展開することができる。

40 イ 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる

全体計画では、学校における道徳教育の基本方針や重点目標が明示されるとともに、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動、さらには、日常生活の指導等を通して行われる道徳教育が果たすべき役割や方向性が明らかにされる。

ウ 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる

45 全体計画を全教師の協力によって作成することやその活用を図ることを通して、学校における道徳教育の方針やそれぞれの分掌による役割や機能等についての理解が深まり、学校としての一貫した道徳教育の組織的な展開が可能になる。

エ 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする
全体計画を公表し、家庭や地域社会の理解を得ることにより、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力が得られるばかりでなく、学校、家庭、地域社会を通じて一貫した道徳教育が可能となることからも極めて重要である。

5

(2) 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、全教師の参加と協力を得ながら創意と英知を結集して独自に作成されるものであるが、これまでに述べられた意義を踏まえると、次のような事項を含めて作成することが望まれる。

10 ア 基本的把握事項

- (ア) 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- (イ) 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- (ウ) 生徒の実態や発達の段階等

イ 具体的計画事項

15 (ア) 学校の教育目標、道徳教育の重点目標

学校の教育目標及び「ア 基本的把握事項」に基づいた各学校の道徳教育の重点目標

- (イ) 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動などとの関連

重点的指導との関連や各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等の指導計画を作成する際の道徳的観点、中核的な指導の場面である公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動の

20 [ホームルーム活動]を始めとして各教科等における道徳性の育成にかかわる内容

- (ウ) 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導との関連

各学校の特色ある教育活動や生徒指導との関連、生徒の内面に根ざした道徳性の育成にかかわる豊かな体験活動との関連等

- (エ) ホームルーム、学校の環境の充実・整備や生活全般における指導の方針

日常的なホームルーム経営を充実させるための具体的な計画等

- (オ) 生徒との信頼関係をはぐくむ教師の在り方や教師間の連携方法

- (カ) 家庭、地域社会、関係機関、小学校・中学校・特別支援学校等との連携の方針

道徳教育講演会の実施、地域教材の開発や活用、広報活動や授業等に保護者や地域の人々の積極的な参加を得る具体的な計画や方策、小・中学校や特別支援学校等との連携方針等

30 (キ) 道徳教育の推進体制

学校の全教師による推進体制等

- (ク) その他

重点的指導に関する添付資料等

このようにして作成した全体計画は、家庭や地域社会の人々の積極的な理解と協力を得るととも

35 に、様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために、他の教育計画と同様、その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していくことが求められる。

(3) 全体計画作成上の創意工夫と留意点

40 全体計画の作成に当たっては、理念だけに終わることなく、上記の内容を踏まえ、各学校の具体的な教育実践に生きてはたらく計画になるよう体制を整え、全教師で創意工夫をし、特に次のことに留意しながら取り組むことが必要である。

ア 校長の方針の下に全教師の協力・指導体制を整える

学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行われる。したがって、全体計画は

45 全教師の参加と協力のもとに作成される必要がある。

校長の方針の下に教育活動を担当する全教師により、それぞれの意見を十分に反映させることにより、創意と実効性のある全体計画が作成できる。そのためにも分掌組織と連携しながら、道徳教育推進のための協力・指導体制を整えて、計画的に取り組むことが大切である。

イ 道徳教育の特質を理解し、具体的な取組を明確にし、教師の意識の高揚を図る

道徳教育の特質を全教師が理解することは大切なことである。そのために、関係する教育法規や教育課程の仕組み、時代や社会の要請等を十分に把握するとともに、生徒の実態や保護者や地域の人々の願い等についての理解に努め、全教師がその重要性や関連を認識することが大切である。そして、日常的な教育実践の具体的な取組にまで明確化されることが必要である。
そのことを通して、作成にかかる教師の意識も高揚し、積極的な活用が期待される。

ウ 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

全体計画の作成に当たっては、学校や地域社会の実態を踏まえ、各学校における課題を明らかにし、道徳教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど各校の特色が生かされるよう創意工夫することが大切である。そのためには、校内の指導体制を充実させ、家庭や地域社会の人々及び学校間の交流を図って連携を深めるなど、重点的な取組ができるようにする。

エ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

学校における道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行うこととしている。学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にし、指導の具体的な場でどうすればよいかなど、学校としての基本的な考え方を明確にしておくことが大切である。特に、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを味わわせ、それぞれの教育活動においても自らの生き方に直接かかわることを実感させるなど道徳教育に資する学習が主体的に進められるように配慮する。

オ 生徒の実態を踏まえ、保護者及び地域の人々の意見を活用することや、学校間交流、関係諸機関との連携に心掛ける

様々な教育の営みは、生徒の実態から出発し、生徒一人一人の姿に現れる。作成に当たっては観念的な話合いに終始することがないよう、生徒の道徳性の傾向など身近な所に着目することが大切である。また、保護者及び地域の人々の意見に耳を傾け、それを全体計画に反映させ、必要に応じて指導に活用する柔軟な姿勢が大切である。保護者や地域の人々の参加や協力を得るため地域ぐるみの道徳教育の推進会議などを具体的に組織し、活用することも効果的である。

また、関係する小・中学校や特別支援学校との連携を図り、共通理解の下に指導を行ったり、福祉施設等との交流、指導上必要な関係諸機関との連携協力を十分図ったりすることも大切であり、それらが円滑に行われるようとする体制づくり等を工夫する必要がある。

カ 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は、学校における道徳教育の基本を示すものである。したがって、しばしば変更されることは望ましくないが、評価し、改善の必要があればただちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また、全教師による一貫性のある道徳教育を推進するためには、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善にかかる共通理解を図る必要がある。